

鳥取県議会傍聴規則の改正について

令和6年11月21日

OR6.10月の全国都道府県議会議長会における「標準都道府県議会傍聴規則」(以下「標準規則」という。)の見直し、及び9月定例会で行った傍聴者アンケートの結果等を踏まえ、鳥取県議会傍聴規則(以下「傍聴規則」という。)の改正を協議するもの。

【傍聴規則の改正の方向性】

○標準規則の改正を踏まえ、現在では事例が乏しく必要性が薄い規定や具体的な例示を細かく列挙している規定等を整理・統合し、また、会議の秩序が損なわれることのないよう留意し傍聴者の利便性向上に資する規定を整備する。

1 主な改定ポイント

(1)「傍聴席に入ることができない者」に関する規定の整理(第7条関係)

○意志・要求を通そうと威力を示すものの持ち込みの禁止に関する規定を整理・統合

現行)禁止物の例示として、掲示板、プラカード、旗、笛、太鼓など、事例が乏しく必要性が薄い規定多数。

⇒(改正案)ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示す(※)ために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

※威勢を示す:威力や氣勢を他に示すこと

○持込み禁止物を携帯しているかの確認に応じない者への対応を明記

⇒(改正案)係員から傍聴人に対して禁止物を携帯しているか否かを質問できること、

また、質問に応じないときは、その者の入場を禁止することができることを明記。

(2)「傍聴人の守るべき事項」に関する規定の改正(第8条関係)

○禁止物に関する規定は第7条にまとめ、示威的行為の禁止に関する文言を整理

現行)はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。

⇒(改正案)議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

○議事の妨げにならないことを条件に、携帯電話での写真撮影、用語検索等は可とする

現行)傍聴席での携帯電話の作動を禁止している。*音・光を発しないカメラ等での写真撮影は可としている。

⇒(改正案)携帯電話端末その他音を発する機器(パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど)は、音を発しない状態(マナーモード等)で使用できるようにする。

(引き続き、音を発すること(通話など)、光を発すること(カメラのフラッシュなど)は禁止とする。

また、写真を撮影する際のシャッター音は、議事や他の傍聴人の妨げにならない程度においては、やむを得ないものとして、引き続き可とする。)

2 改正時期

令和7年1月1日施行(2月定例会から適用)予定

3 その他

(1)11月定例会から試行的に運用することとしたい。

(2)傍聴規則と同様の規定が「鳥取県議会委員会傍聴規程」、「鳥取県議会議員全員協議会傍聴要領」にあるため、同様に改正する。

鳥取県議会傍聴規則（案）と標準都道府県議会傍聴規則の比較

鳥取県議会傍聴規則（案）	標準都道府県議会傍聴規則	改正理由等
<p>(傍聴券)</p> <p>第4条</p> <p>3 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</p>	<p>(傍聴券等の提示)</p> <p>第九条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証／章を提示しなければならない。</p>	<p>(標準規則に沿った改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 傍聴人に対する権限の明確化。
<p>4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</p>	<p>(傍聴券等の返還)</p> <p>第十条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</p>	<p>(標準規則に沿った改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 傍聴人に対する権限の明確化。
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるおそれのある物を携帯している者</p>	
<p>(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</p> <p>(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</p> <p>(5) 笛、らっぱ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</p>	<p>二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</p> <p>二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</p> <p>三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第十四条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</p> <p>五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器</p>	<p>(標準規則に沿った改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思、要求を通そうと威力を示すことに使用されるおそれがある物の持込みを禁止する。 禁止物の例示については、手に持って使用しうる主な物、体に着けて使用しうる主な物とし、事例が想定しづらい旧規定の例示は整理統合する。 例示に該当しなくても、示威行為として使用されるおそれがあると認められれば、本規定の対象になる。逆に、示威行為として使用されるおそれがないと認められれば、例示に該当する物であっても持込みは可能である。

	器の類を携帯している者 六 下駄、木製サンダルの類を履いている者	
(3) 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者		
(4) 前 3 号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者	三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者	<p>（標準規則に沿った改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後新たに登場・普及する様々な物に弾力的、適切に対応できるようにする観点、また、傍聴人が日常的に携帯する貴重品等の傍聴席への持込みを必要に応じて容認できるようにする観点から、携帯禁止物に係る包括規定を整備する。
(2)(5) 酒気を帯びていると認められる者	七四 酒気を帯びていると認められる者	・号ずれのみ
(6) その他議事会議を妨害するおそれがあると認められる者	丸五 その他議事会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が明らかであると認められる者	<p>（字句の整理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法上「議事」に選挙は含まれないと解されていることから、議会における選挙妨害をするおそれがある場合も規則違反となることを明確化する。
2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第四号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。	2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第 五三 号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。	<p>（標準規則に沿った改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人に対する権限の明確化。
3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。	3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。	<p>（標準規則に沿った改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人に対する権限の明確化。
（傍聴人の守るべき事項） 第 8 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。	（傍聴人の守るべき事項） 第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、 静粛を旨とし 、次の事項を守らなければならな	

	い。	
(1) 静粛にすること。	一 静粛にすること。	
(2) 議場における言論に対して批判し、若しくは可否を表明し、又は私語若しくは拍手をしないこと。	二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないし、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。	
	三 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。	
(3) はち巻、たすきの類を穿る等示威的行為をしない議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。	三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。	(標準規則に沿った改正) ・第7条第1項第2号で示威行為に係る禁止物を規定することを踏まえ、文言を整理統合し、標準規則第13条第2号後段と同様に、示威行為の禁止を包括的に規定する。
(4) 帽子、コート、えり巻又は上げたの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。	(標準規則に沿った改正) ・服装に関する制約を課す必要性は薄いと考えられ、仮に議事妨害や他人の迷惑となる服装である場合は、第7条第1項第2号・第4号・第6号で対応可能であるため、削除。
(5) (4) 飲食又は喫煙をしないこと。	五 四 飲食又は喫煙をしないこと。	・号ずれのみ
(6) (5) 携帯電話端末その他の音声を発する機器を作動させないは、音を発しないようにすること。	三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。	(標準規則に沿った改正) ・社会情勢や、緊急時に必要となる場合も想定されることを踏まえ、議事の妨げにならないことを条件に電源が入った状態でのスマートフォン等の傍聴席への持込みを認める規定を整備する。 ・その他音を発する機器には、タブレット端末やノートPC端末も含む。
(7) (6) 写真撮影等のために発光装置を使用しないこと。ただし、報道関係者で撮影等取材のため議長の許可を得た	(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止) 第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、	・号ずれのみ

<p>ときは、この限りでない。</p>	<p>又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	
<p>(8)(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</p>	<p>六 מידりに席を離れないこと。 七 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。 八五 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</p>	<p>(標準規則に沿った改正) ・会議のみでなく、他の傍聴人の傍聴を妨害する行為も禁止するという規定の趣旨を明確化するため、文言を整理する。</p>